

奈良市公報				令和 6 年 5 月 16 日 発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長	
第 120 号					
目 次					
規 則					
月	日	番号	件 名	主 管	
4	24	33	奈良市公報号外第 20 号に掲載	市民税課	
告 示					
月	日	番号	件 名	主 管	
4	17	225	包括外部監査契約の締結	法務ガバナンス課	
4	17	226	収納事務の委託	納税課	
4	17	227	指定納付受託者の指定	納税課	
4	18	228	観光案内所の開所時間の変更	観光戦略課	
4	18	229	農用地利用集積計画の決定	農政課	
4	18	230	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課	
4	18	231	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課	
4	18	232	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課	
4	18	233	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課	
4	18	234	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課	
4	18	235	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課	
4	18	236	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課	
4	18	237	指定公金事務取扱者の指定	文化振興課	
4	22	238	収納事務の委託	市民課	
4	24	239	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課	
4	24	240	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課	
4	24	241	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課	
4	24	242	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課	
4	24	243	放置自転車等の保管	環境政策課	
4	25	244	開発行為に関する工事の完了	開発指導課	
4	26	245	指定公金事務取扱者の指定	斎苑管理課	
4	26	246	指定公金事務取扱者の指定	廃棄物対策課	
4	26	247	奈良市公報号外第 20 号に掲載	総合政策課	
公 営 企 業					
月	日	番号	件 名	主 管	

令和6年5月16日
(木曜日)

奈良市公報

第120号

4	26	28	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
消 防				
月	日	番号	件 名	主 管
4	24	6	奈良市公報号外第20号に掲載	総務課

告

示

奈良市告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和6年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。

3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所

氏名 瀨瀬 和雅

住所 兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目9番18-202号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

(令和6年4月17日揭示済)

奈良市告示第226号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

2 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年4月17日揭示済)

奈良市告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都千代田区紀尾井町1番3号 PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 中山 一郎	

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 4 月 17 日揭示済)

奈良市告示 228 号

奈良市観光案内所規則（平成 21 年奈良市規則第 60 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和 6 年 4 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 開所時間の変更

令和 6 年 4 月 22 日から同年 8 月 31 日までの開所時間を次のとおりとする。

施設名	開所時間
奈良市観光センター	午前 10 時から午後 5 時まで

(令和 6 年 4 月 18 日揭示済)

奈良市告示第 229 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 6 年 4 月 18 日揭示済)

奈良市告示第 230 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市三条本町 13 番 1 号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	入江泰吉記念奈良市写真美術館	写真美術館観覧料 写真美術館施設使用料 写真美術館駐車場使用料 特許権等運用収入

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 6 年 4 月 1 日

委託をした日：令和 6 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(令和 6 年 4 月 18 日揭示済)

奈良市告示第 231 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和6年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	入江泰吉旧居	入江泰吉旧居入館料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年4月1日

委託をした日：令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(令和6年4月18日揭示済)

奈良市告示第232号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市杉ヶ町23番地 公益財団法人奈良市生涯学習財団 理事長 西谷 忠雄	奈良市西部会館市民ホール	西部会館市民ホール施設使用料 西部会館市民ホール附属設備使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年4月1日

委託をした日：令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(令和6年4月18日揭示済)

奈良市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	なら100年会館	なら100年会館施設使用料 なら100年会館備品使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年4月1日

委託をした日：令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和6年4月18日揭示済)

奈良市告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	奈良市ならまちセンター	ならまちセンター施設使用料 ならまちセンター備品使用料 ならまちセンター駐車場使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年4月1日

委託をした日：令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和6年4月18日揭示済)

奈良市告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	奈良市音声館	音声館施設使用料 音声館備品使用料 大和のわらべうた全集売払収入

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年4月1日

委託をした日：令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年4月18日揭示済)

奈良市告示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する
-----------	-----	----------------

		公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	奈良市美術館	奈良市美術館展示室使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年4月1日

委託をした日：令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和6年4月18日揭示済)

奈良市告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 会長 西谷 忠雄	奈良市北部会館市民文化ホール	北部会館市民文化ホール施設使用料 北部会館市民文化ホール附属設備使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年4月1日

委託をした日：令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(令和6年4月18日揭示済)

奈良市告示第238号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦	戸籍謄抄本交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 課税（非課税）証明書交付手数料

2 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託した日

令和6年4月1日

(令和6年4月22日揭示済)

奈良市告示第 239 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により矢田原町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	中川 久雄 奈良市矢田原町 1736 番地	西谷 元宏 奈良市矢田原町 749 番地

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 4 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 240 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により西大寺新町一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	表野 慎二 奈良市西大寺新町一丁目 9 番 17 号	菊池 信夫 奈良市西大寺新町一丁目 3 番 10 号

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 4 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 241 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	大谷 正道 奈良市和田町 710 番地	奥田 晃久 奈良市和田町 55 番地

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 4 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 242 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により南登美ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	近藤 紀子	山口 昌邦

及 び 住 所	奈良市南登美ヶ丘 1 番 16 号	奈良市南登美ヶ丘 1 番 6-1 号
---------	-------------------	--------------------

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 4 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 243 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 4 月 10 日

3 移動対象区域

学園前駅周辺、大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 4 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 244 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 4 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 1 月 24 日 奈良市指令整開 第 23A-25 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 4 月 25 日 第 1888 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市菅原東一丁目 668 番、669 番、670 番及び 671 番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市旭ヶ丘一丁目 9 番地の 10

三洋建設株式会社 代表取締役 牧浦 徹

(令和6年4月25日揭示済)

奈良市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年4月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市高天町43番地1 株式会社まほろばの杜 代表取締役 原田 徹雄	奈良市火葬場の使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年4月1日

委託をした日：令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和19年3月31日まで

(令和6年4月26日揭示済)

奈良市告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年4月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理手数料 (月ヶ瀬・都祁を除く地域に限る)

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年4月1日

委託をした日：令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年4月26日揭示済)

公 営 企 業**奈良市企業局告示第28号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年4月26日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
オーレス株式会社	代表取締役 小野	大阪府交野市天野が原町四丁目13	令和6年4月18日

令和 6 年 5 月 16 日
(木曜日)

奈良市公報

第 120 号

	義信	番8号	
--	----	-----	--

(令和6年4月26日揭示済)